

旧広島市民球場跡地でイベントを行う場合の公園使用許可について

- 1 公共的団体が主催する物販中心のイベント、民間企業が主催する一般のイベント及び物販中心のイベントについては、イベントに対する公共団体の後援又は協賛等が必要。

主催団体	一般のイベント	特に物販を中心とするイベント
公共団体	○	○
公共的団体	○	○（公共団体の後援・協賛等が条件）
民間企業	○（公共団体の後援・協賛等が条件）	

- 2 本格的な施設整備までの間、民間企業主催の物販中心のイベントを含め公園使用料を全額減免とする。
- 3 プロ歌手の興業等公共団体の後援等が得られないイベント、イベントでの収益が開催経費を大きく上回るようなイベント、また、民間企業主催の概ね1か月を超えるような長期のイベントについては、使用を許可しない。
- 4 イベント主催者は、当該イベントの目的・内容が、本市等の公共団体の後援等を受けた公共性の高いものであること、営利を目的としたものではないことを条件に、公園内での開催許可及び使用料の減免という特別な措置を受けていることを認識し、イベント開催に伴う後援名義の使用申請の際に公共団体に提出した予算書等の書類を、公園使用許可申請の際も提出し、改めて営利を目的とした内容ではないことについて、確認を受ける。
- 5 イベントを開催するにあたり、テント等の仮設工作物の設置工事については、公園施設の保全及び公園利用者の安全に十分配慮し、設置工事に伴う公園施設の損傷、または第三者に対する損害等については、イベント主催者において補修及び損害賠償を行う。
- 6 イベントに起因して事故等が発生した場合は、イベント主催者において対応するとともに、本市の指示に従う。
- 7 イベントの開催に伴う車両が公園内を通行する場合は、車両通行許可証を掲示させ、事故防止に努める。
- 8 公園内での散水栓の使用については、水道料金、下水道料金の実費を負担する。
- 9 中央公園内は、「広島市ぼい捨て等の防止に関する条例」に定める「美化推進区域」及び「喫煙制限区域」であるため、イベント参加者にぼい捨てや指定場所以外での喫煙をさせない。
- 10 イベント終了後は速やかに清掃を行い、収集したゴミはイベント主催者において処分する。
- 11 イベント終了後、イベント全体の収支決算書を提出し、イベントによる収益が開催経費を大幅に上回った場合には、その収益を、公共団体の後援等が認められた趣旨に沿った事業活動や、又はその他の福祉活動等に活用するよう努める。
- 12 イベント終了後、イベントに出店した各物販ブースの収益についても把握した上で収支結果を提出するとともに、物販ブースでの収益が出店に係る経費を大幅に上回った場合には、上記11と同様に活用するよう出店者を指導する。
- 13 その他、イベントを開催するにあたり疑義が生じた場合は、その都度、本市に協議することとし、また、本市が公園管理上必要と認めて行う指示に従う。